

愛称：

りそな BRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)



本書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



この冊子の前半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

愛称：

りそなBRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成19年12月6日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名 ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 関崎 司

本店の所在の場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

有価証券届出書の写し
を縦覧に供する場所 該当事項はありません。

下記の事項は、当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは主に外国の株式を実質的な投資対象としますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「リスクと留意点」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面等にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには、換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.974%（税抜1.88%）を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等」をご覧ください。

以上



Contents

1 ファンドの概要	1
2 ファンドの特徴	3
ファンドの特色	3
ファンドの名称・目的・基本的性格	3
具体的な運用プロセス	6
主な投資対象	6
主な投資制限	7
分配方針	7
3 購入後のファンド情報の入手方法	9
4 リスクと留意点	10
5 取得のお申込みについて(概要)	12
申込(販売)手続等	12
換金(解約)手続等	14
6 ご換金のお申込みについて(概要)	14
申込期日	29
振替機関に関する事項	29
払込期日	29
申込取扱場所・払込取扱場所	29
その他	29
7 ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等	30
内国投資信託受益証券事務の概要	30
運用状況	30
財務ハイライト情報	31
ファンドの詳細情報の項目	38
8 ファンドの運営の仕組み・体制等	19
ファンドの仕組み	19
委託会社の概況	21
運用体制	21
投資リスクに対する管理体制	23
9 その他	25
ファンド管理の概要および運営等に関する事項について	25
受益者の権利等	28
内国投資信託受益証券の形態等	28
発行(売出)価額の総額	29
申込期間	29
振替機関に関する事項	29
払込期日	29
申込取扱場所・払込取扱場所	29
その他	29
信託約款	39
その他の手数料等	36
課税上の取扱い	38

1 ファンドの概要

ファンド名	DWS世界新興国株式ファンド (愛称: ひそなBRICsファンド)
基本的性格	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	DWS世界新興国株式マザーファンドを通じて、主に「ブラジル、ロシア、イングランド、中国、（香港を含む）など新興国の企業の株式および預託証券等（以下「株式等」といいます。）に投資します。
主な投資制限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主な投資の リスク	●株式の価格変動リスク ●為替変動リスク ●カントリーリスク ●信用リスク ●流動性リスク 詳しくは、後述の「リスクと留意点」をご参照ください。
信託期間	信託設定日（平成19年1月31日）から無期限とします。
決算日	毎年2回、原則として毎年8月18日と2月18日に行います。 当該日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いいたします。 ※分配対象が少額の場合は分配を行わないこともあります。
ご購入・ご換金の お申込み	原則として販売会社の営業日に申込みの受けが行われ、かつ販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付とさせていただきます。ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日には、受付けは行いません。 詳細については、販売会社または委託会社にお問合せください。
申込受取扱場所・ 払込受取扱場所	原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。払込みは原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において取扱います。 詳細については、販売会社または委託会社にお問合せください。



申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
申込単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。
申込手数料	申込代金の支払日
申込代金の支払日	原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
換金(解約)価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金(解約)単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。
換金代金の支払日	原則として換金請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いいたします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し年率1.974% (税抜1.88%) この他に、純資産総額に対し年率0.10%を上限として諸費用等(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)が信託財産から差し引かれます。また、信託財産の組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等についても、別途信託財産が負担します。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対しても個人の受益者の場合は10% (所得税7%、地方税3%)、法人の受益者の場合は7% (所得税のみ)の税率*による課税が行われます。 ※税率は、平成21年4月1日から、個人の受益者の場合は20% (所得税15%、地方税5%)、法人の受益者の場合は15% (所得税のみ)となる予定です。 *税法が改正された場合等は、右記の内容が変更されることがあります。



委託会社の照会先（基準価額、販売会社等について）

トイチェ・アセット・マネジメント株式会社
 ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 ・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)



2 ファンドの特徴

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含む。)など新興国^{*}の企業の株式等に投資します。

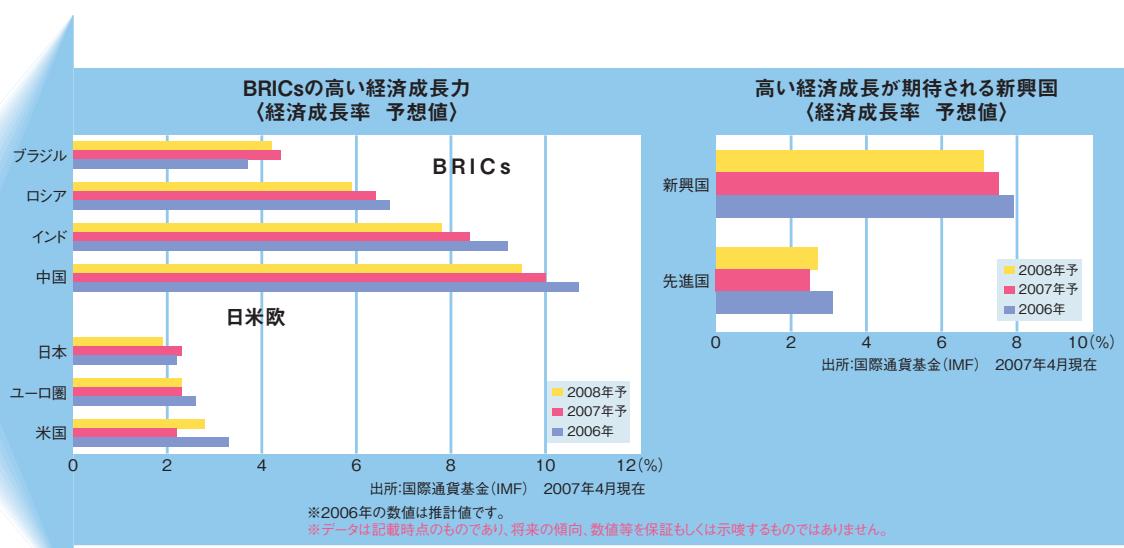
主にBRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)と、BRICsに続く高い経済成長が期待されている新興国^{*}プラスの企業の株式等に投資します。

将来新たに高い経済成長が期待される新興国が台頭した場合、投資対象国を拡げます。

BRICsを中心とした"プラス"にも投資することで分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉え、中長期的に高いリターンを追及する運用を目指します。

なお、新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

※新興国とは、投資対象国となる新興国は、投資を行う時点での国とします。なお、投資対象となる新興国の定義は、IMFの世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていないMISの全M



◆外貨建資産

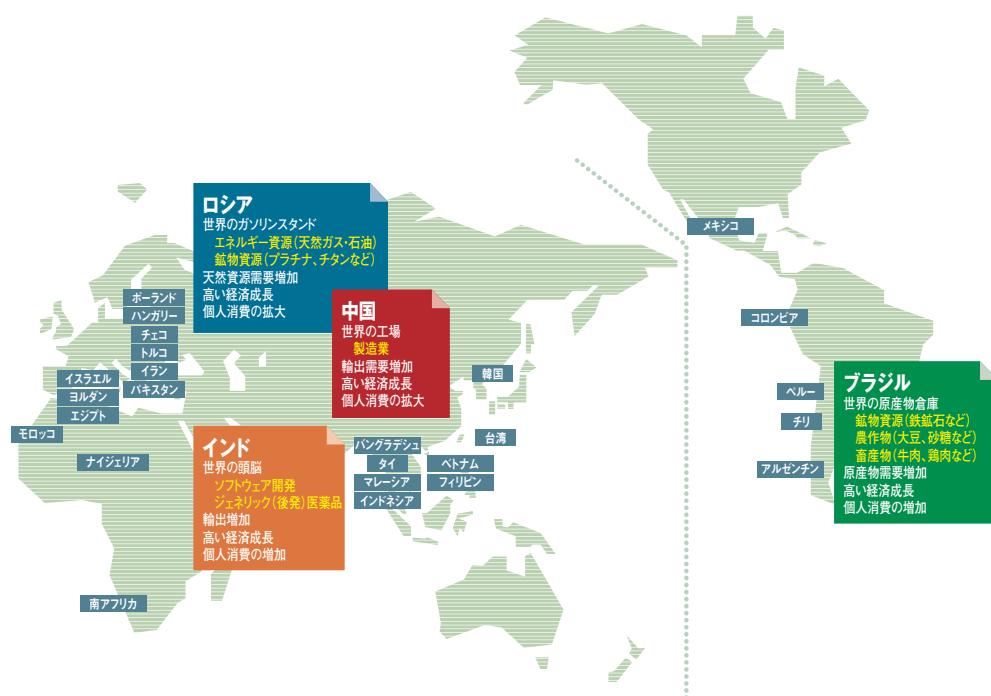
ファンドに組入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

◆為替ヘッジ

為替変動に係るリスクを回避するために、通貨の先物取引やオプション取引を利用して、将来のある時点に事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことなどをいいます。

◆マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。



BRICsと世界の主要新興国

BRICs、NEXT11、MSCIエマージング・マーケット指標を構成する新興国

出所：ゴールドマン・サックス、MSCI 2007年9月現在

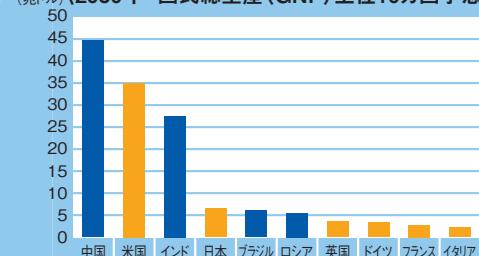
*上記国名は代表的な新興国市場の国名をあくまで参考として申し述べたものであり、当ファンドで実際に投資する新興国を示したものではありません。

**新興国市場は、一般に先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなります。

“プラス”の定義：

BRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国) 以外で投資対象国となる新興国 “プラス” は、投資を行なう時点で、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、国際金融公社 (IFC) 等が先進国に定めていない全ての国の中、DWS がBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国 “プラス” の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

BRICs 2050年には日米欧を凌ぐ経済大国に (2050年 国民総生産(GNP)上位10カ国予想)



出所：ゴールドマン・サックス 2003年現在
*2006年上位10カ国は、米国、日本、ドイツ、中国、英国、フランス、イタリア、スペイン、カナダ、インド。ブラジルは11位、ロシアは13位。

出所：世界銀行、2007年7月現在

※データは記載時点のものであり、将来的傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

用語解説

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。

2 マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSに委託します。

DWSは、ドイツ・アセット・マネジメント・グループの欧洲・アジアにおけるリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇ります。（後記「DWSの概要」をご参照下さい。）

当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるディー・ダブリュー・エス・ファイナンツ・サービス・ゲー・エム・ベーハーにマザーファンドの運用の再委託を行う国内公募投資信託です。

DWSの概要

◆資本立... ◆従業員... ◆運用ファ... ◆運用資產... ◆市場シェア...	1956年(昭和31年) ドイツ国内約9000人 グローバル約1,800人 ドイツ国内約3000本 グローバル約1,000本 ドイツ国内1,348億ユーロ グローバル約2,540億ユーロ ^{※1} 21.5% (ドイツ最大シェア)
---	---

※1 2007年3月末現在
※2 2006年12月末現在
※3 2007年1月末現在
※4 外国籍ファンドを含む資産運用残高ベース、2007年2月末現在
前記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWS Investment GmbHに關するものです。

DWSは、ディーチェ・アセット・マネジメント・グループの欧洲・アジアにおけるリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。（ディーチェ・アセット・マネジメント・グループの信託会社）

※5 ドイツ国内を含む
一は、DWSの一員です。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

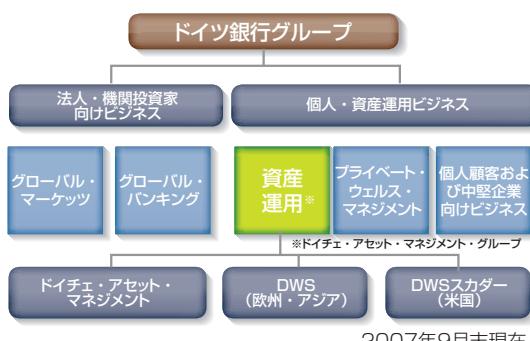
（DWSの強み）
■ 欧州はもとより、グローバルな調査拠点をもつています。
■ 投資対象国の言語、制度、文化、習慣などに精通した専門家集団による運用
■ 地域に根差した調査体制の優位性を活かした高い銘柄発掘能力
■ 運用成果向上に不可欠な、各拠点間の良好なチームワークと緊密なコミュニケーション

DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、有価証券の専門家、を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

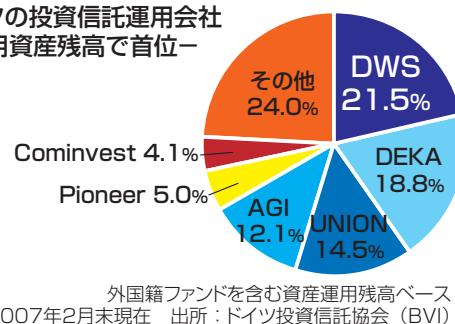
※「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属する額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）との合計額をいいます。以下同じ。

◆預託証書

ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行などで預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。預託証書（DR）は、株式と同様に証券取引所などで取引され、流通される市場や形態によって多様です。



■ドイツの投資信託運用会社 —運用資産残高で首位—



ファンドの名称・目的・基本的性格

具体的な運用プロセス

●ファンドの名称

DWS世界新興国株式ファンド

(愛称：りそな BRICsプラス)

(以下「ファンド」とごう場合があります。)

●ファンドの田路

当ファンドは、DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）など新興国の企業の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●信託金限度額

2,000億円を限度とします。

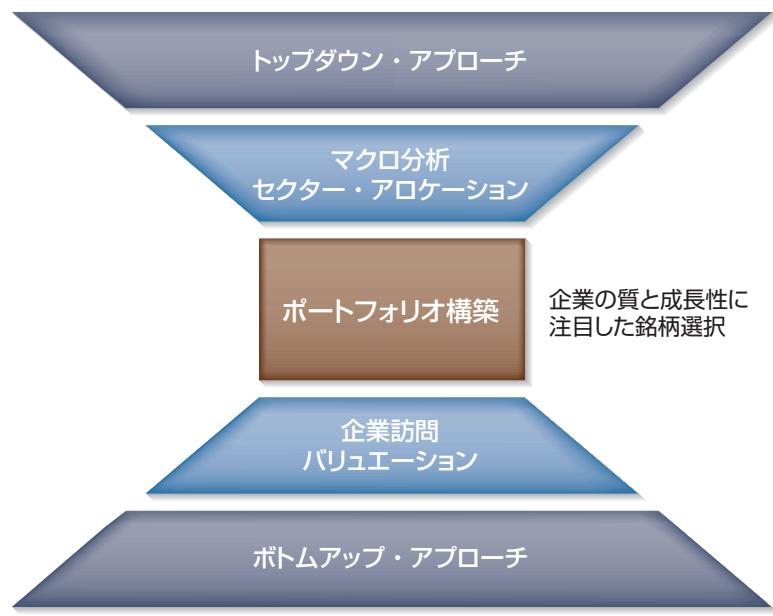
また、委託会社は、委託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができる。

●基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）*に属します。

*「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

（注1）運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。
（注2）上記は、本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。
※市況動向および資金動向等によっては、右記のような運用ができない場合があります。



◆ボトムアップ・アプローチ
個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法を言います。

◆トップダウン・アプローチ
経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種別配分を決定する運用手法です。

用語解説



主な投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているアフリカ、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）など新興国の企業の株式等に投資を行います。

※ 詳しくは「信託約款」をご参照ください。

主な投資制限

（信託約款で定める主な投資制限）

① 株式への投資制限
株式への実質投資割合には制限を設けません。

※ 実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。（以下同じ。）

② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式等への投資制限
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において

a. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

◆信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆信託約款

信託約款において、ファンド毎の運営・管理上の基本となる運用方針や仕組みなどが定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。

◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。

(注) マザーファンドの「投資制限」については、当ファンドと実質的に同一

です。
※ 詳しくは「信託約款」をご参照ください。

（法令で定める投資制限）

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投

資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の

a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該

株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しない

ものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有

する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗

じて得た数

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に

関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に係り、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし

ます。

b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

用語解説

◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

3 購入後のファンデ情報の入手方法

①基準価額および換金(解約)価額

原則として委託会社の営業日ににおいて日々算出されます。

- a. 委託会社
 - ・ホームページアドレス <http://www.damico.jp/>
 - ・フリーダイヤル 0120-442-7885
 - (受付時間：営業日の午前の時から午後5時まで)

b. 販売会社

販売会社の本支店の窓口で問い合わせることができます。

c. 日本経済新聞

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、「BRIC」として、前日付の基準価額が掲載されます。

②受益者への定期報告

委託会社は、法令に基づき、当ファンデの各計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。



- ③受益者へのお知らせ
 - 信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。



◆リスク

投資の世界では、予想されるリターン（収益）の「プレ（変動）」の大きさのことをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。

◆受益者

ファンデを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することができます。

4 リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

① 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組み入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれが予想される局面となつた場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとするリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証

券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ ファンドの資金流入/流出に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出に入り伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行いますが、買付け予定銘柄によつては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があつた場合にも解約資金を手当てす

◆円安

日本円と外国通貨との交換する比率（=為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より低くなることを円安といいます。たとえば昨日1ドル115円で、今日1ドル117円に変化するような状況のことです。

◆債務不履行

一般に公社債などの発行者が事前に約束された利払いが遅延したり、元本の償還が不能になることをいいます。

用語解説

るため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑦その他の留意点

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外國為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデター、や重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、取得・換金の申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込み・換金請求の取消しをすることができます。

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回った場合には必要な手続等を経て繰上償還されることがあります。

資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針に従った運用ができない場合があります。

当ファンドは、以下の日は取得申込みおよび換金請求の受け付けは行いません。

・ フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日

・ 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆デフォルト

事前に約束されたキャッシュフローが発行者の倒産・破産などにより果たされないことがあります。

◆円高

日本円と外国通貨とを交換する比率（=為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より高くなることを円高といいます。たとえば昨日1ドル120円で、今日1ドル118円に変化するような状況のことです。

5 取得のお申込みについて（概要）

申込（販売）手続等

①当ファンドの取得申込みの受け付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に、取得申込みの受け付けが行われかつ当該取得申込みの受け付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したもの当日の取得申込受付分として取り扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際、「一般」「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資コースを選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがつて契約*（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

*当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行った後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記

載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆基準価額

純資産総額をその日の受益権の口数で割ったものです。なお、便宜上1万口単位に換算した額で表示することがあります。

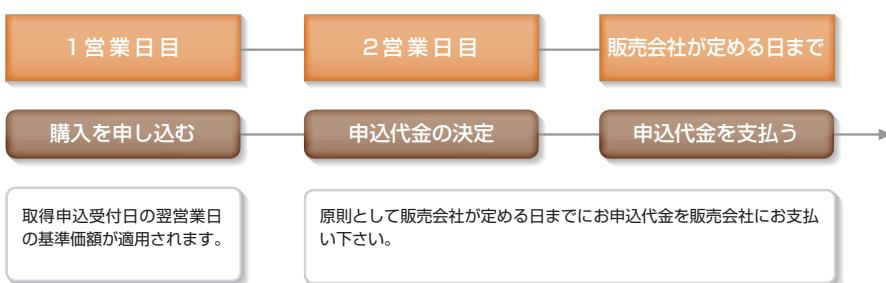
用語解説



委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 - フリーダイヤル 0120-442-785
- (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

お申込代金のお支払いまで（イメージ図）



- ⑦取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消等
- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外國為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

◆受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆お申込代金

お申込額（基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、お申込手数料などを加算した額をいいます。
お申込代金 = (基準価額 × 申込口数) + 申込手数料

◆申込手数料

ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料のことです。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。

6 ご換金のお申込みについて(概要)

換金(解約)手続等

①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める単位をもつて一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日(ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます)に一部解約の実行の請求が行われば、当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③解約価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④お手取額は、解約価額が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。
・個人の受益者の場合は、10% (所得税7%および地方税3%)^{※2}
・法人の受益者の場合は、7% (所得税のみ)^{※3}

※1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。

※2 税率は平成21年4月1日から20% (所得税15%および地方税5%) となる予定です。
※3 税率は平成21年4月1日から15% (所得税のみ) となる予定です。

(注) 税法が改正された場合には、右記の内容が変更されることがあります。
⑤解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社において支払われます。

⑥委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合は、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。

(注) 右記のほか、販売会社によっては受益権を買取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆買取請求

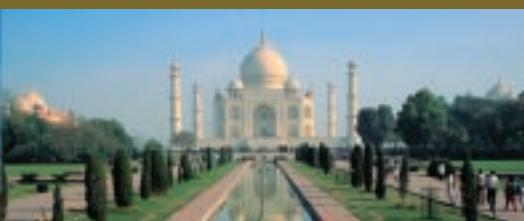
ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。

用語解説



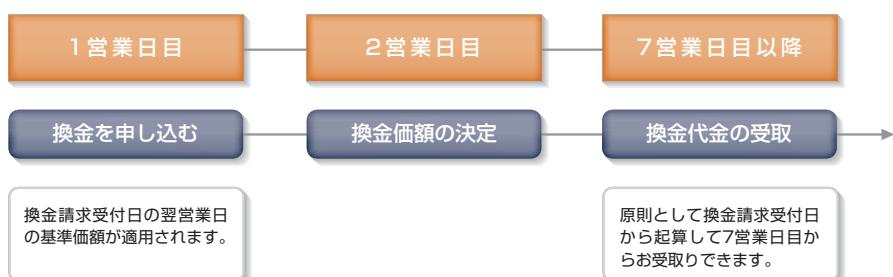


委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ご換金代金のお支払いまで（イメージ図）



◆信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。

◆個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）のことです。

◆純資産総額

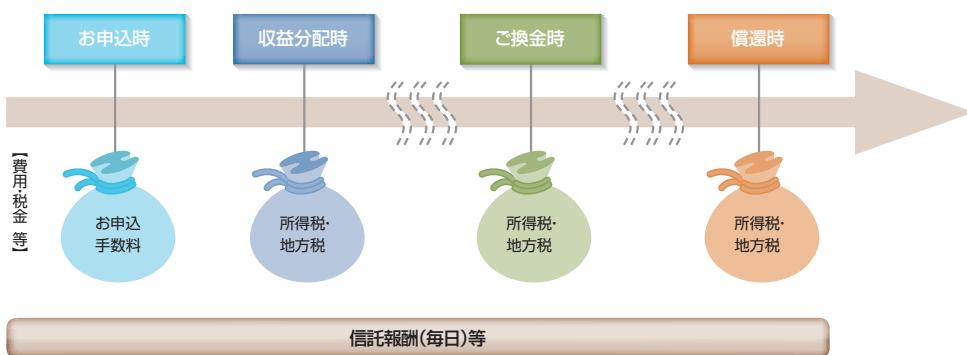
ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

7 ファンドの取得・保有・換金に係る費用や税金等

個人の受益者の場合

項目	受益者の費用・税金
お申込時	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込みからご換金および償還までの費用の概要（イメージ図）



※詳細は上記をご参照ください。

※ 法人の受益者の場合、原則として所得税7%の税率による源泉徴収が行われます。税率は、平成21年4月1日からは、個人の受益者の場合は20%所得税15%、地方税5%、法人の受益者の場合は15%（所得税のみ）となる予定です。
 （注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
 ※ 税金について、詳しくは、後掲「課税上の取扱い」をご参考ください。

用語解説

◆信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。



右記の信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

マザーファンドの運用の指図を行うティ・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーに対する投資顧問報酬は委託会社が受けける信託報酬の中から支払われます。

委託会社および受託会社の報酬は、ファンデから支払われます。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンデの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンデから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

その他の手数料等

当ファンデは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②委託会社は、右記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もつたうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

③右記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、

期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンデの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0・10%を乗じて得た金額とします。

⑤信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンデの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつじで当該受益者の受益権口数で加重平均することに

◆収益分配

ファンデの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

◆個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）のことです。

◆外貨建資産

ファンデに組入れている海外の企業が発行する株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

より算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行わ
れます。また、同一販売会社であっても複数口座で同
一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コ
ース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得
する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場
合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発
生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額
が、その後の当該受益者の個別元本となります。〔特
別分配金〕については左記「c. 収益分配金の課税に
ついて」をご参照ください。)

b. 一部解約および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象
となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとな
る「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受
益者の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区別があ
ります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i) 当該収益分配
金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の
場合は当該受益者の個別元本を上回っている場合
には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別
元本を下回っている場合には、その下回る部分が特別
分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を
控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分
配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除
した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(2) 課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税
扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還
時の個別元本超過額については、10%*（所得税7%お
よび地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申
告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、
総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通
分配金のみであり、特別分配金は課税されません。ま
た、配当控除の適用はありません。

* 税率は平成21年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%）となる
予定です。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税
扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還
時の個別元本超過額については、7%*（所得税のみ）
の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。な
お、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通
分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

※ 税率は平成21年4月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

(注1) 右記のほか、販売会社によつては、受益権を買取る場合があります。
買取請求時の課税の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問合せ
ください。

(注2) 税法が改正された場合等には、右記の内容が変更されることがあります。

(注3) 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認
ください。

◆普通分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中
で、課税される分配金のことです。

◆特別分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中
で、「元本の一部の払い戻しに相当する部分」
として非課税扱いになる分配金のことです。

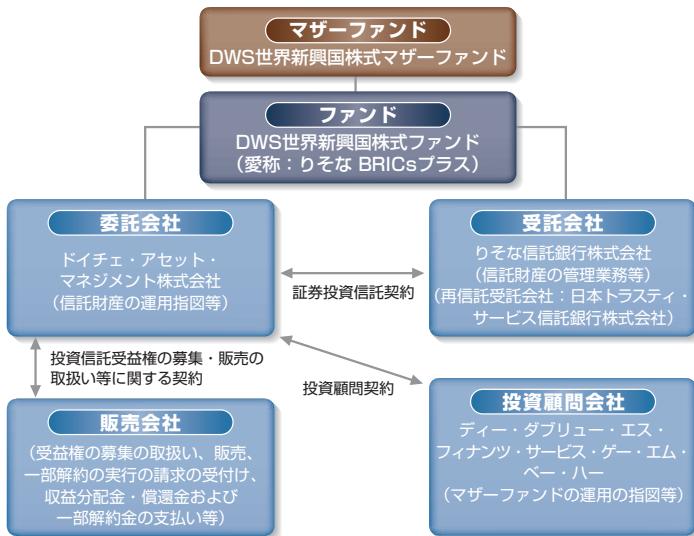
用語解説

8 ファンドの運営の仕組み・体制等

ファンドの仕組み

①当ファンドはファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、運用および管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次のとおりです。

a. **ディチエ・アセット・マネジメント株式会社**（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. **りそな信託銀行株式会社（「受託会社」）（再信託受託会社・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）**

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. **「販売会社」**

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

d. **ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（「投資顧問会社」）**

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

◆信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◆目論見書

各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。



委託会社の概況

委託会社の概況

■ 資本金の額

資本金の額 2,328百万円 (2007年9月末日現在)

■ 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービーモルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービーモルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

■ 大株主の状況

(2007年9月末日現在)

名 称	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所	シンガポール048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式	46,560株
所有比率	100%

用語解説

◆マザーファンド

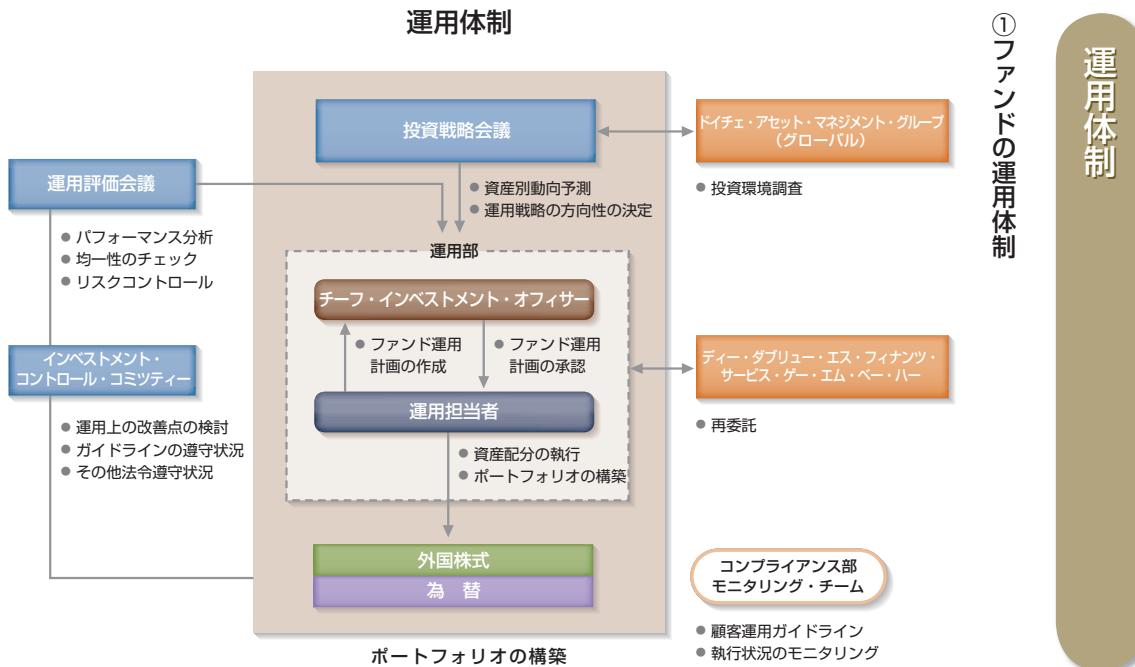
投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

◆委託会社

信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。



①ファンドの運用体制



委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します。運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価およびリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者および必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画に作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程および運用部部内規程により定められています。

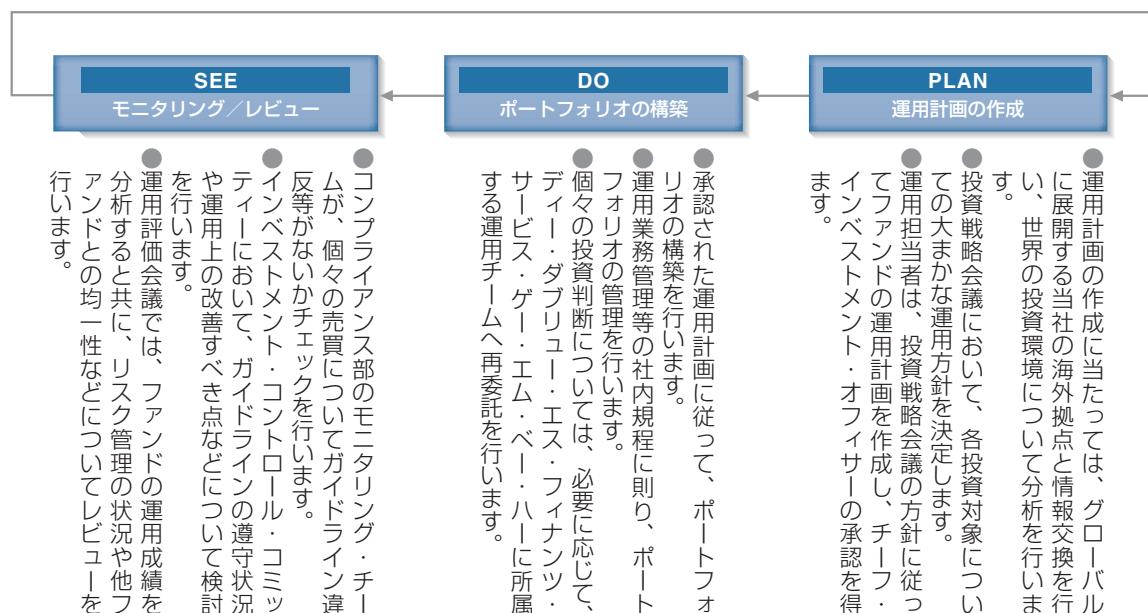
マザーファンドに係る運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換および定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。



運用の流れ



◆委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行および全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターリングしております。

マザーファンドの運用指図の委託先に対しては、運用委託に関する社内規定に基づき運用委託先を管理します。当社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）および内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告および是正を求めるものとします。

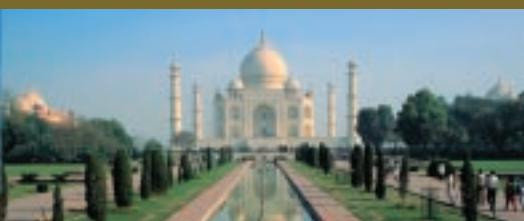


◆委託会社

信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。



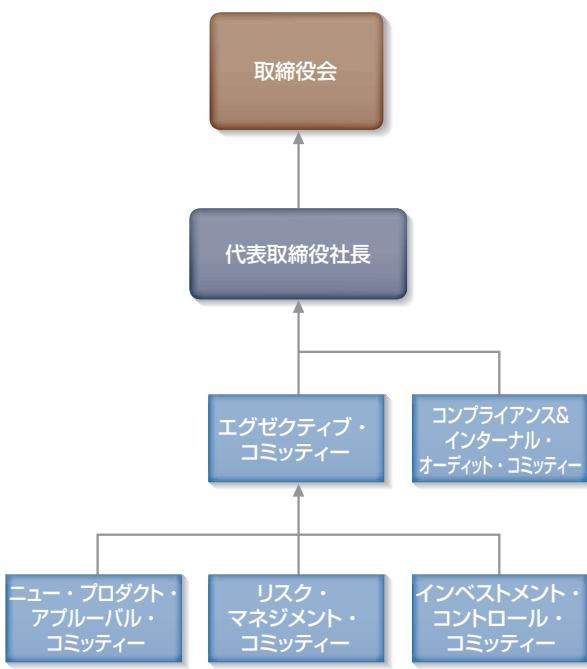
② ドイチエ・アセツト・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界約30都市以上の拠点で総勢700人を超えるファンデ・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用業務などを推進しています。

①リスク管理体制について

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

投資リスクに対する管理体制



◆リスク

投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさのことをいいます。「リスクが高い」ということは、当初に期待した通りのリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して大きな損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあります。高いリターン（収益）が期待できる商品にはリスク（変動性）も高くなります。

(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

◆②各コミッティー等の概要

業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮詢機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

◆ファンド・マネージャー

◆ファンドマネージャー
ファンドの運用に携わる専門家のことをい
ます。



るリスク）および内部統制に係る事項について決議する機関です。

毎月開催

- 顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- 毎月開催
- 随时開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティ

新商品の導入および新規顧客口座開設にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議する機関です。また、本コミッティは、既存の商品および取引等の変更についても、同様に検討し、当該変更について承認するものとします。

毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アブルーバル・コミッティ

法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。

3ヵ月毎に開催

◆コンプライアンス部

法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部・モニタリングチームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

- 運用ガイドラインのモニター
- 取引の妥当性のチェック
- 利益相反取引のチェック

◆監査部

監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。



◆受益権
ファンドの収益を受ける権利のことです。

用語解説



9 その他

ファンデ管理の概要および 運営等に関する事項について

資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権一口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BR-1C）

保管

当ファンデの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）以降、無期限とします。

①当ファンデの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることがあります。

②右記①にかかわらず、右記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとが、各計算期間終了日は該当日の翌営業日を原則とします。

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

◆公告

国、公共団体、企業が、ある事項を広く一般に知らせること。官報・新聞への掲載や掲示など文書によるものをいいます。

◆受益者

ファンデを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

◆信託期間

ファンデが設定されてから、償還されるまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。

とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

信託の終了

①委託会社は、信託契約の一部を解約することとなり、この信託の受益権口数が50億口を下回ることになった場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、右記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③右記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④右記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記①の信託契約の解約を行いません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これら的事項を記載した書面を、この信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥上記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、右記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③右記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④右記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記①の信託約款の変更を行いません。

⑤委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これら的事項を記載した書面を、この信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

◆委託会社

信託財産の運用指図を行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆信託約款

信託約款において、ファンド毎の運営・管理上の基本となる運用方針や仕組みなどが定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。

用語解説

■関係法人との契約の更改等

①投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対しても書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

②投資顧問契約

- a. 契約の期間は、1年間とし、後記の規定に従つて終了しない限り、更に1年間自動的に更新されるものとします。
- b. 90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。
- c. 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

■運用報告書

委託会社は、法令に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

■信託契約に関する監督官庁の命令

- ①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記「■信託約款の変更」

の規定にしたがいます。

■委託会社の登録取消等に伴う取扱い

①委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときはまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②右記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「■信託約款の変更」④の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

■委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することができます。

■受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が解任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「■信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

◆収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することです。収益分配金は、通常、決算日から起算して5営業日目以降に販売会社を通じて支払われます。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

■信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

■再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前そのため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日（予定）からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受けた日から起算して7営業日から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」に規定する「■信託の終了」または「■信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」 ■信託の終了 ② または「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」 ■信託約款の変更 ② に規定する公告または書面に付記します。

②償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日（予定）から、償還口において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

◆追加型株式投資信託

当初設定後も追加設定が行われ、追加設定分も当初の信託財産とともに運用される株式投資信託で、オープン型投資信託ともいいます。基本的にいつでも時価で買付・売却が可能です。

◆買取請求

ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。

用語解説

**⑤帳簿閲覧権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

振替機関に関する事項

振替機関は左記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

払込期日

当ファンドの取得申込者は、申込代金を原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込取扱場所・払込取扱場所

原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。
販売会社については、委託会社の左記照会先にお問合せください。

・ダイチエ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

◆委託会社

信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品の性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する投資信託説明書（目論見書）や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱などを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。

◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。



その他

内国投資信託受益証券事務の概要

①名義書換等について
該当事項はありません。

②受益者名簿について
作成しません。

③受益者集会について

④ 受益者に対する特典 該当事項はありません。

⑤内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限は設けておりません。ただし、

a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、手続をおよび受益権の譲渡の対抗要件はレイトによるとします。

記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

b. 右記a.の申請のある場合には、右記a.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口

① **振替受益権について**
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業務にかかる業務規程等の規則にしたがつて取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則」にしたがつて支払われます。

数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記a.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

◆受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管や管理、基準価額の計算、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

◆ 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、換金請求権などの権利を有しています。

用語解説



運用状況

(1) 【投資状況】

「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成19年9月28日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	52,558,263,881	101.59
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△826,490,018	△1.59
合計 (純資産総額)	—	51,731,773,863	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成19年9月28日現在)

資産の種類	地域別 (国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	324,416,015	0.58
	カナダ	527,630,530	0.94
	パミューダ	1,811,038,848	3.25
	香港	4,247,159,712	7.63
	マレーシア	1,265,545,491	2.27
	オランダ	435,504,692	0.78
	インドネシア	1,521,299,980	2.73
	アルゼンチン	493,000,952	0.88
	メキシコ	1,211,387,041	2.17
	ブラジル	11,490,695,722	20.66
	チリ	385,321,300	0.69
	韓国	4,822,622,505	8.67
	台湾	2,364,138,259	4.25
	インド	298,737,457	0.53
	南アフリカ	730,613,962	1.31
	ロシア	5,176,899,290	9.30
	中華人民共和国	3,409,880,265	6.13
	ケイマン島	1,150,380,699	2.06
	パナマ	381,085,219	0.68
	小計	42,047,357,939	75.61
カバードワラント	アメリカ	3,508,696,049	6.30
	ルクセンブルグ	1,577,409,495	2.83
	アイルランド	2,470,451,666	4.44
	インド	9,908,813	0.01
	小計	7,566,466,023	13.61
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	5,996,765,353	10.78
合計 (純資産総額)	—	55,610,589,315	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ファンドの概要

ファンドの特徴

購入後のファンド
情報の入手方法

リスクと
留意点

取得のお申込みに
ついて(概要)

ご換金のお申込みに
つけて(概要)

ファンドの取得
仕組み・体制等

その他



(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS世界新興国株式ファンド」

〈評価額（全銘柄）〉

(平成19年9月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS世界新興国株式 マザーファンド	41,825,771,034	1.0099 1.2566	42,241,892,260 52,558,263,881	101.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈種類別投資比率〉

(平成19年9月28日現在)

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	101.59
合計	101.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。



(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

〈評価額上位30銘柄〉

(平成19年9月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	CIA VALE DO RIO DOCE PREF A	素材	816,000	2,136.03 3,321.51	1,743,004,598 2,710,352,160	4.87
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信 サービス	1,200,000	1,220.75 1,918.03	1,464,906,240 2,301,638,400	4.13
ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	374,000	3,400.02 4,435.78	1,271,610,209 1,658,982,692	2.98
アメリカ	カバードワラント	MERRILL-CW09 LARSEN & TOUBRO	資本財	136,000	7,121.92 7,710.72	968,581,810 1,048,658,464	1.88
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	793,000	1,167.81 1,268.57	926,078,729 1,005,980,530	1.80
中華人民共和国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	1,473,000	380.06 674.06	559,832,990 992,896,272	1.78
韓国	株式	SK HOLDINGS CO LTD	資本財	38,000	18,174.31 25,097.10	690,623,818 953,689,800	1.71
韓国	株式	POSCO-ADR	素材	45,000	14,973.93 20,907.83	673,827,185 940,852,615	1.69
アイルランド	カバードワラント	MOR STA-CW09 RELIANCE COMMU	電気通信 サービス	510,000	1,385.11 1,713.78	706,411,168 874,032,497	1.57
ブラジル	株式	ALL AMERICA LATINA OGISTICA	運輸	509,700	1,435.36 1,641.32	731,604,506 836,584,524	1.50
ロシア	株式	TRANSNEFT-PREF	エネルギー	3,900	186,321.77 207,774.00	726,654,936 810,318,600	1.45
ロシア	株式	SBERBANK RF-\$ US	銀行	1,700,000	423.76 474.41	720,398,630 806,509,410	1.45
ブラジル	株式	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	小売	680,000	948.60 1,159.39	645,051,179 788,388,600	1.41
ブラジル	株式	UNIBANCO-UNITS	銀行	476,000	1,288.68 1,547.32	613,413,602 736,525,414	1.32
インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI TBK PT	電気通信 サービス	5,212,000	125.67 138.43	655,032,486 721,497,160	1.29
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	73,700	8,399.25 9,563.37	619,025,231 704,820,774	1.26
香港	株式	HK EXCHANGES AND CLEAR	各種金融	200,000	2,040.71 3,511.68	408,143,788 702,336,000	1.26
アメリカ	カバードワラント	MERRILL-CW11 HOUSING DEVELO	銀行	102,000	5,867.18 6,841.53	598,453,114 697,836,682	1.25
韓国	株式	LG CORP	資本財	85,000	5,857.72 8,126.68	497,906,318 690,767,800	1.24
ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	エネルギー	113,300	5,715.12 6,060.07	647,523,827 686,606,497	1.23
バミューダ	株式	C C LAND HOLDINGS LTD	耐久消費財・アパレル	4,165,000	106.24 163.38	442,502,928 680,487,696	1.22
ケイマン島	株式	CTRI.P. COM INTER-ADR	消費者サービス	113,000	4,399.71 5,918.09	497,167,874 668,744,859	1.20
ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	340,000	1,587.16 1,930.23	539,636,650 656,280,240	1.18
ブラジル	株式	CIA PARANAENSE DE ENERGI PFB	公益事業	340,000	1,811.95 1,877.59	616,066,270 638,381,688	1.14
アメリカ	カバードワラント	MERRILL-CW10 HINDUSTAN LEVE	家庭用品・パーソナル用品	1,000,000	585.23 627.93	585,230,100 627,939,200	1.12
アイルランド	カバードワラント	MOR STA-CW09 SUN PHARMACEUT	医薬品・バイオテクノ・ライフ	227,000	2,567.89 2,761.53	582,913,165 626,868,621	1.12
バミューダ	株式	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	食品・飲料・タバコ	3,800,000	106.82 163.08	405,917,790 619,722,240	1.11
アイルランド	カバードワラント	MOR STA-CW09 INFOSYS TECHNO	ソフトウェア・サービス	113,000	5,309.33 5,301.41	599,955,297 599,059,610	1.07
韓国	株式	CJ HOME SHOPPING	小売	68,000	8,407.91 8,806.00	571,738,264 598,808,000	1.07
中華人民共和国	株式	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	素材	1,820,000	258.81 327.26	471,045,995 595,795,200	1.07

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

ファンドの概要

ファンドの特徴

購入後のファンド
情報の入手方法

留意点

取得のお申込みに
ついて(概要)

ご換金のお申込みに
ついて(概要)

ファンドの取得
保管
仕組み・体制等

その他



〈種類及び業種別投資比率〉

(平成19年9月28日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	11.17
		素材	12.14
		資本財	7.31
		運輸	3.01
		耐久消費財・アパレル	2.57
		消費者サービス	2.72
		小売	2.49
		食品・生活必需品小売	0.78
		食品・飲料・タバコ	5.64
		ヘルスケア機器・サービス	0.47
		医薬品・バイオテクノ・ライフ	0.53
		銀行	7.32
		各種金融	1.26
		保険	1.03
		不動産	1.29
		ソフトウェア・サービス	0.36
		テクノロジ・ハードウェア・機器	4.05
		電気通信サービス	7.31
		公益事業	1.67
		半導体・半導体製造装置	2.39
		小計	75.61
カバードワラント	外国	資本財	3.86
		家庭用品・パーソナル用品	1.13
		医薬品・バイオテクノ・ライフ	1.13
		銀行	1.25
		ソフトウェア・サービス	1.74
		テクノロジ・ハードウェア・機器	0.98
		電気通信サービス	1.57
		公益事業	0.86
		半導体・半導体製造装置	0.69
		メディア	0.39
		小計	13.61
		合計	89.22

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(注2) 株式の内書きは、当該業種別の内訳です。

**②【投資不動産物件】****「DWS世界新興国株式ファンド」**

該当事項はありません。

(参考情報)**「DWS世界新興国株式マザーファンド」**

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】**「DWS世界新興国株式ファンド」**

該当事項はありません。

(参考情報)**「DWS世界新興国株式マザーファンド」**

該当事項はありません。

(3)【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成19年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに直近計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成19年8月20日)	40,987	40,987	0.9973	0.9973
平成19年1月末日	21,150	—	1.0000	—
平成19年2月末日	29,953	—	0.9624	—
平成19年3月末日	36,644	—	0.9772	—
平成19年4月末日	40,797	—	1.0477	—
平成19年5月末日	42,270	—	1.0911	—
平成19年6月末日	45,019	—	1.1630	—
平成19年7月末日	47,190	—	1.1787	—
平成19年8月末日	45,411	—	1.0795	—
平成19年9月末日	51,731	—	1.2427	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てです。

②【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成19年8月20日	0.0000

③【收益率の推移】

計算期間	收益率(%)
第1期 (平成19年1月31日～平成19年8月20日)	△0.3

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額)以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して算出しています。

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

財務ハイライト情報

- (1)以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2)当財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

DWS世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	第1期計算期間 (平成19年8月20日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	41,596,882,876
流動資産合計	41,596,882,876
資産合計	41,596,882,876
負債の部	
流動負債	
未払解約金	163,956,492
未払受託者報酬	18,239,363
未払委託者報酬	410,385,653
その他未払費用	16,589,376
流動負債合計	609,170,884
負債合計	609,170,884
純資産の部	
元本等	
元本	41,096,881,455
剰余金	
期末欠損金	109,169,463
(うち分配準備積立金)	(18,913,449)
剰余金合計	△109,169,463
元本等合計	40,987,711,992
純資産合計	40,987,711,992
負債・純資産合計	41,596,882,876



(2) 【損益及び剩余金計算書】

区分	第1期計算期間 (自 平成19年1月31日 (設定日) 至 平成19年8月20日)	
	金額 (円)	
営業収益		
有価証券売買等損益	266,497,177	
その他収益	2,349,831	
営業収益合計	268,847,008	
営業費用		
受託者報酬	18,239,363	
委託者報酬	410,385,653	
その他費用	16,589,376	
営業費用合計	445,214,392	
営業損失金額	176,367,384	
経常損失金額	176,367,384	
当期純損失金額	176,367,384	
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	689,400,705	
期首剩余金	—	
剩余金増加額	756,598,626	
(当期一部解約に伴う剩余金増加額)	(4,849,969)	
(当期追加信託に伴う剩余金増加額)	(751,748,657)	
分配金	—	
期末欠損金	109,169,463	

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成19年1月31日 (設定日) 至 平成19年8月20日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

ファンドの概要

ファンドの特徴

購入後のファンド
情報の入手方法

リスクと
留意点

取得のお申込みに
ついて(概要)

ご換金のお申込みに
ついて(概要)

ファンドの取得
保有・
換金に係る費用や税率等

ファンドの運営
仕組み・体制等

その他

ファンド詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 ファンドの沿革	第2 手続等	第3 管理及び運営	第4 ファンドの経理状況	第5 設定及び解約の実績
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	1 資産管理等の概要	2 受益者の権利等	1 財務諸表
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	1 資産の評価	3 その他	1 貸借対照表
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	2 損益及び剩余金 計算書	4 附属明細表	2 ファンドの現況
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	3 注記表	5 その他	3 純資産額計算書
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	4 信託期間	4 計算期間	4 信託期間
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	5 保管	5 その他	5 保管

※ 右記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

用語解説

◆EDINET（エディネット）

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。一般的には、投資信託のことを指します。

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象
DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②実質組入外貨資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

③信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引等」といいます。）を行なうことができます。

④市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において

追加型証券投資信託 DWS世界新興国株式ファンド 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委託

て信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3 収益分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人にに対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行つものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもつて信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（最初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によつて生じた受益権については、これを追加信託のうえ第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の

基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として我が国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にする」とにより差異を生ずることはあります。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱つことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の「座管機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替機関等と記載または記録されることに定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社および登録金融機関が定める単位をもつて取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定め

る自動けいぞく投資約款にしたがつて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもつて取得の申込に応じることができます。

第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもつて取得の申込に応じることができるものとします。

②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、

自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行つたための振替機関等の口座を示すものとし、当該

口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金

（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えて、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行つことができます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、

第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもつて取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定め

る自動けいぞく投資約款にしたがつて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもつて取得の申込に応じることができます。

第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、

自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行つたための振替機関等の口座を示すものとし、当該

口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金

（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えて、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行つことができます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受付けるものとします。

④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消

「費税等」といいます。)に相当する金額を加算した
価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取
得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手
数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金
額を加算した価額とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社お
よび登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契
約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権
の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基
準価額とします。

⑦委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16
項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法
第2条第8項第3号)に規定する外国金融商品市場
を「取引所」とい、取引所のうち、有価証券の売
買または金融商品取引法第28条第8項第3号によ
りは同項第5号の取引を行つ市場および当該市場を開
設するものを「証券取引所」といいます。(以下同じ)。

等における取引の停止、外国為替取引の停止その他の
やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金
融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を
含む規制の導入、自然災害、クーデター)や重大な政
治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは
流動性の極端な減少等)があるときは、第1項によ
る受益権の取得申込みの受付けを中止することおよ
びすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すこ
とができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合
には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または
記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の
申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、
当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減
少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につ
き、その備える振替口座簿に記載または記録するも
のとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口
座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先
口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関
等の上位機関を含みます)に社振法の規定にした
がい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の
記載または記録が行われるよう通知するものとしま
す。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受
益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ
れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振
替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお

いて、委託者が必要と認めるときはやむをえない
事情があると判断したときは、振替停止日や振替
停止期間を設けることができます。

(受益証券の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿
への記載または記録によらなければ、委託者および受託
者に対抗することができません。

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類
は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託
及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの
のをいいます。以下同じ)。

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第
2条第20項に規定するものといい、約款第22条お

よび第23条に定めるものに限ります。)

ハ 金銭債権

二 約束手形

2 次に掲げる特定資産以外の資産
イ 為替手形

第16条 この信託において投資の対象とする有価証券
(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と
みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、ド
イチエ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、
りそな信託銀行株式会社を受託者とするDWS世界新興
国株式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)
の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1 株券または新株引受権証書

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券
5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となつた
新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社
債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第
2条第1項第4号で定めるものとします。)

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証
券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも
のをいいます。)

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取
引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資
引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1
項第8号で定めるものをいいます。)

10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融
商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをい
ます。)

商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをい
ます。)

11 コマーシャル・ペーパー

12 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株
引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予
約権証券

13 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
前各号の証券または証書の性質を有するもの
のをいいます。)

14 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品
取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
す。)

15 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2
条第1項第11号で定めるものをいいます。次号にお
いて同じ。)で次号で定めるもの以外のもの
で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)
または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号
で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)
17 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条
第1項第18号で定めるものをいいます。)

18 オーバーリンクを表示する証券または証書(金融商品取
引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価
証券に係るものに限ります。)

19 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定
められるものをいいます。)

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第
1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に
限ります。)

22 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定
めるものをいいます。)

23 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条
第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券
に表示されるべきもの

24 外国への者に対する権利で前号の有価証券の性質を有
するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならび
に第19号の証券または証書のうち第1号の証券また
は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、
第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券
および第13号ならびに第19号の証券または証書のう
ち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの
を以下「公社債」とい、第14号および第15号の証
券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほ
か、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第
2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に
掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用す

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後一ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に對し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対しても、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

④一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日以内に該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日以内に該受益者に支払います。

て行つものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

の計算日に買取りを受けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第46条 受益者（第45条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもつて一部解約の実行を請求することができる。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行つた者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行つものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

④信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受ける者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもつてその受益権を買取ることができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益権の買取請求の受付けは行いません。

⑤委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項

による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を取り消すことができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を取り消した場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日における一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信

託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出します。

③委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項に基づく信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行つことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引

き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間ににおいて存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

③委託者は、前2項の事業において、あらかじめ解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係る事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者の解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。ただし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行つことが困難な場合には適用しません。

④前項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑥前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

いません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に對し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもつて買取るべき旨を請求することができます。

第54条 委託者が受益者に對してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権の記載又は記録の受益権の取り扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがつて取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日（信託契約締結日）

委託者 デイチエ・アセツ・マネジメント株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I別に定める現地の証券取引所等

信託約款第12条第1項、第45条第1項および第46条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所
フランクフルトの銀行

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

1 基本方針

2 運用方法

1) 投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む）など新興国（以下「主要投資対象国」といいます。）のいすれかの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品市場を2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を第5号第3号口に規定する外國金融商品市場を「取引所」とい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場（これに準ずるもの）を含みます。）されている株式および預託証券等（以下総称して「株式等」といいます。）のうち、主要投資対象国において主たる企業活動を開拓する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

①高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。

②主要投資対象国で主たる企業活動を開拓する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国（企業の株式等）に投資することもあります。

③株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

④外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、などに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

⑥市況動向および資金動向等によつては、上記のようない用ができない場合があります。

3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の新株予約権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債・新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

（信託の種類、委託者および受託者）
DWS世界新興国株式マザーファンド 約款

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ディヂエ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受託者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受託者のために利殖の目的をもつて信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするダイチエ・アセツ・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行った日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行つ前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするところにより差異を生ずることはありません。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1次に掲げる特定資産（特定資産）とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものとします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益

2次に掲げる特定資産以外の資産
イ為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者（第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

1株券または新株引受権証書
2国債証券

3地方債証券

4特別の法律により法人の発行する債券

5社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものとします。）

7特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものとします。）

8協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものとします。）

9資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11コマーシャル・ペーパー

12新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの

16投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）

または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

- 17 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18 オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 19 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 23 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24 外国の方に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
- 1 預金
- 2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるもの
- 6 外国の方に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用するとの指図ができます。

- （投資する株式等の範囲）**
- 第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび

- ④委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- （受託者の自己または利害関係人等との取引）
- 第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定めた資産への投資を行なうことができます。
- ②前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。
- （運用の基本方針）**
- 第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。
- （運用の権限委託）**
- 第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
- 商 号：ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー
所在地：フランクフルト・アム・マイン、D-60327
マインツアーラント通り178-190
- ②前項の委託を受けた者が受け取る報酬は、かかる者と委託との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- （信用取引の指図範囲）
- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産

証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

- 第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます)の行使により取得可能な株券

(③)委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ)。

②委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行つことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行つことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行つことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財

産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行つものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行つものとします。

④受託者が行う業務の遂行にとつて補助的な機能を有する行為

(第27条 (削除))

(混載寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できます。

(信託業務の委託等)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます)を委託先として選定します。

1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

3 委託される信託財産に属する財産と自らの固有財産との他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます)に委託することができるものとします。

④受託者が行う業務の遂行にとつて補助的な機能を有する行為

委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

（信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を貯積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。）

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年8月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

②前項にかかるわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

③委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第一項の信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②受託者は、信託終了時まで信託報酬を收受しません。

（信託報酬）

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

（利益の留保）

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第40条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

②解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることがあります。

（信託契約の解約）

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

②委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後は、受益者に対する支払いにつき、その責任を負いません。

（償還金の支払い）

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責任を負いません。

②委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約

を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかるはず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第

4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。

受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対しても交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対する書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の一分の一を超えるときは、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行ないます。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者にに対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもつて買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

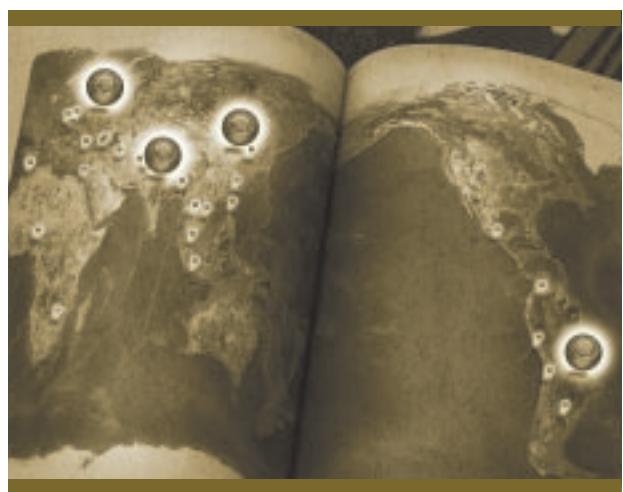
第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社
受託者 りそな信託銀行株式会社





愛称：

りそな BRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

本書は金融商品取引法(昭和23年法25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチュ・アセット・マネジメント株式会社



Deutsche Asset Management
A Member of the Deutsche Bank Group



1. 本書により行う「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRIcsプラス）」（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成19年12月6日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



Contents

● ファンドの沿革	1
● 手続等	1
● 管理及び運営	4
資産管理等の概要	4
受益者の権利等	4
● ファンドの経理状況	8
財務諸表	8
ファンドの現況	8
● 設定及び解約の実績	21
ファンドの現況	10
財務諸表	21

ファンドの沿革

平成19年1月31日

信託契約締結、ファンドの設定日、
ファンドの運用開始

手続等

申込（販売）手続等

①当ファンドの取得申込みの受け付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に、取得申込みの受け付けが行われ、かつ当該取得申込みの受け付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したもの当日の取得申込受付分として取り扱います。当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申出るものとします。詳しくは、販売会社にお問合せください。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあります。この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同

時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行った後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」「」）をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行つものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があつた場合、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会会先にお問合せください。

④申込手数料は、販売会社が定める単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

■ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

■フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

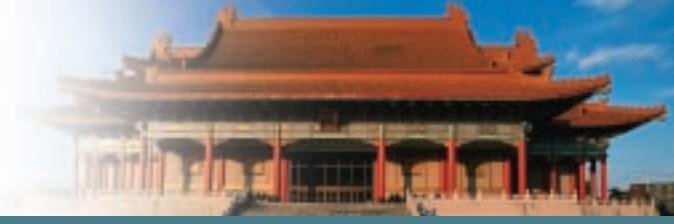
める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。
収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いいただくものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦取得申込みの受け付けの中止、既に受け付けた取得申込みの受け付けの取消等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外國為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。



換金（解約）手続等

予定です。

※3 税率は平成21年4月1日から15%（所得税のみとなる予定です）。

（注）税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。
（5）解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日以内から販売会社において支払われます。

（1）受益者は、自口に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われかつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを受け付分とします。

（2）当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（3）解約代金は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（4）お手取額は、解約代金が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額に対して、次の所定の税金を差し引いた額となります。

- ・個人の受益者の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）^{※2}
- ・法人の受益者の場合は、7%（所得税のみ）^{※3}

※1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等をいいます。

※2 税率は平成21年4月1日から20%（所得税15%および地方税5%となる

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

管理及び運営

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外國為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算口における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宣上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の左記照会先にお問合せください。

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.dami.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BR-1C）

(5) その他

① 信託の終了

- 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が50億口を下回ることとなつた場合、または、信託期間中において、この信託契約を

(4) 計算期間

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとするのを原則とします。

②右記①にかかわらず、右記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。



解約する事が受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、右記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 右記b.の公報および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 右記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記a.の信託契約の解約を行いません。

e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらのこと項を記載した書面を、この信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 右記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、右記c.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行つことが困難な場合には適用しません。

②信託契約の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまではやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と

合意のうえ、この信託契約を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、右記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に對して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に對して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 右記b.の公報および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に對して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 右記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、右記a.の信託契約の変更を行いません。

e. 委託会社は、信託契約の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらのこと項を記載した書面を、この信託契約に係る知られたる受益者に對して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に對して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③関係法人との契約の更改等

a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書

当初の契約の有効期間は、当初契約日から1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解約するこ

とができます。

b. **投資顧問契約**

1) 契約の期間は、1年間とし、後記の規定に従つて終了しない限り、更に1年間自動的に更新されるものとします。

2) 90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができま

す。

3) 終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

④**運用報告書**

委託会社は、法令に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑤**信託契約に関する監督官庁の命令**

a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記②の規定にしたがいます。

⑥**委託会社の登録取消等に伴う取扱い**

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 右記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記②d.

⑦**受託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い**

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができます。委託会社は、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することとあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することができます。

b. 委託会社は、受託会社との間において存続します。

の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑧**受託会社の辞任および解任に伴う取扱い**

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨**公告**

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩**信託約款に関する疑義の取扱い**

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪**再信託**

受託会社は、当フアンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスト・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。



その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前そのため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日（予定）からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に関する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日（予定）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。ま

た、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、受益者の請求を受けた日から起算して7営業日から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要⑤その他」に規定する「①信託の終了」または「②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「資産管理等の概要⑤その他 ①信託の終了 b.」または「資産管理等の概要⑤その他 ②信託約款の変更 b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、第一期計算期間（平成19年1月31日（設定日）から平成19年8月20日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.
- 3.

当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。なお、当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第37条により平成19年1月31日（設定日）から平成19年8月20日までとなっております。

当ファンドは、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年1月31日（設定日）から平成19年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。





独立監査人の監査報告書

平成19年10月10日

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

鶴島田光夫



当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成19年1月31日から平成19年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS世界新興国株式ファンドの平成19年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トイチエ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



DWS世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	第1期計算期間 (平成19年8月20日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	41,596,882,876
流動資産合計	41,596,882,876
資産合計	41,596,882,876
負債の部	
流動負債	
未払解約金	163,956,492
未払受託者報酬	18,239,363
未払委託者報酬	410,385,653
その他未払費用	16,589,376
流動負債合計	609,170,884
負債合計	609,170,884
純資産の部	
元本等	
元本	41,096,881,455
剩余金	
期末欠損金	109,169,463
(うち分配準備積立金)	(18,913,449)
剩余金合計	△109,169,463
元本等合計	40,987,711,992
純資産合計	40,987,711,992
負債・純資産合計	41,596,882,876



(2) 【損益及び剩余金計算書】

区分	第1期計算期間 (自 平成19年1月31日 (設定日) 至 平成19年8月20日)
	金額 (円)
営業収益	
有価証券売買等損益	266,497,177
その他収益	2,349,831
営業収益合計	268,847,008
営業費用	
受託者報酬	18,239,363
委託者報酬	410,385,653
その他費用	16,589,376
営業費用合計	445,214,392
営業損失金額	176,367,384
経常損失金額	176,367,384
当期純損失金額	176,367,384
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	689,400,705
期首剩余金	—
剩余金増加額	756,598,626
(当期一部解約に伴う剩余金増加額)	(4,849,969)
(当期追加信託に伴う剩余金増加額)	(751,748,657)
分配金	—
期末欠損金	109,169,463

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成19年1月31日 (設定日) 至 平成19年8月20日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期計算期間 (平成19年8月20日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	41,096,881,455口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は109,169,463円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9973円 (9,973円)



(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成19年1月31日 (設定日) 至 平成19年8月20日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.3%以内の額
2. 分配金の計算方法	計算期末における費用控除後の配当等収益 (18,913,449円)、収益調整金 (29,786,245円) より、分配対象収益は、48,699,694円 (一万口当たり11.84円) であります、分配は行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期計算期間 (平成19年8月20日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	41,596,882,876	180,762,662
合計	41,596,882,876	180,762,662

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1期計算期間 (平成19年8月20日現在)
元本の推移	
期首元本額	21,150,599,919円
期中追加設定元本額	24,861,457,306円
期中一部解約元本額	4,915,175,770円

(4) 【附属明細票】

①有価証券明細表

ア株式

該当事項はありません。

イ株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	DWS 世界新興国株式マザーファンド	41,270,843,215	41,596,882,876	—
合計	—	41,270,843,215	41,596,882,876	—

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考情報)

当ファンドは「DWS世界新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS世界新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成19年8月20日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,867,092,746
コール・ローン	6,797,131,314
株式	27,800,307,442
カバードワラント	6,241,316,162
派生商品評価勘定	435,350
未収入金	1,045,715,919
未収配当金	56,176,707
未収利息	65,177
流動資産合計	43,808,240,817
資産合計	43,808,240,817
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	275,454
流動負債合計	275,454
負債合計	275,454
純資産の部	
元本等	
元本	43,464,760,932
剩余金	
剩余金	343,204,431
剩余金合計	343,204,431
元本等合計	43,807,965,363
純資産合計	43,807,965,363
負債・純資産合計	43,808,240,817



(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年1月31日 至 平成19年8月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、カバードワラント 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成19年8月20日現在)
1. 受益権の総数	43,464,760,932口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0079円 (10,079円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成19年8月20日現在)

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	27,800,307,442	△303,397,734
カバードワラント	6,241,316,162	908,349,841
合計	34,041,623,604	604,952,107

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成19年1月31日から平成19年8月20日まで）を指しております。



(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成19年1月31日 至 平成19年8月20日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成19年8月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	497,693,267	—	498,128,617	435,350
	売建				
	アメリカドル	28,387,332	—	28,662,786	△275,454
合計		526,080,599	—	526,791,403	159,896

(注) 時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
2. 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。



(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年1月31日 至 平成19年8月20日)

名称	関係内容	取引内容	取引の種類別の取引金額	当該計算期間末における取引残高
ドイツ銀行	運用委託会社の最終的な親会社	外国株式の売買に係る委託手数料	2,000,698円	未払金 一円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
社内で策定した選定基準に基づいて取引先の選定を行っております。また取引条件は、社内規定に基づいた最良執行の結果、決定されております。

(その他の注記)

項目	(平成19年8月20日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	21,150,599,919円
期中追加設定元本額	23,294,899,133円
期中一部解約元本額	980,738,120円
期末元本額	43,464,760,932円
2. 元本の内訳	
DWS世界新興国株式ファンド	41,270,843,215円
DWSグローバル新興国株投信	2,193,917,717円



(3)附属明細表

①有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BANCO LATINOAMERICANO EXP-E	160,000	19.28	3,084,800.00	
	BANCO MACRO SA-ADR	50,000	25.60	1,280,000.00	
	CRESUD S.A.-SPONS ADR	124,200	18.50	2,297,700.00	
	CTRI.P. COM INTERNATIONAL-ADR	100,000	38.10	3,810,000.00	
	DOCTOR REDDY S LAB ADR	140,000	15.40	2,156,000.00	
	GAZPROM RTS CLASSIC	700,000	10.13	7,091,000.00	
	GOLDEN TELECOM INC	31,000	61.29	1,899,990.00	
	IVANHOE MINES LTD	350,000	9.46	3,311,000.00	
	LUKOIL-SPON ADR	65,000	72.90	4,738,500.00	
	MECHEL OAO-ADR	74,500	36.59	2,725,955.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-\$	200,000	9.60	1,920,000.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	100,000	49.50	4,950,000.00	
	OAO ROSNEFT OIL CO-GDR	320,000	8.00	2,560,000.00	
	POSCO-ADR	40,000	129.88	5,195,200.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-144A GDR	15,000	216.50	3,247,500.00	
	SBERBANK RF-\$ US	1,500,000	3.69	5,535,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	400,000	9.70	3,880,000.00	
	TRANSNEFT-PREF	3,500	1,620.00	5,670,000.00	
計	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	100,000	28.65	2,865,000.00	
				68,217,645.00 (7,808,191,646)	
メキシコペソ	AMERICA MOVIL SA DE C SER L	990,000	32.12	31,798,800.00	
	CORPORACION GEO S A B SER B	360,000	52.68	18,964,800.00	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	617,000	59.19	36,520,230.00	
計				87,283,830.00 (900,769,125)	



通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
ブラジルリアル	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	450,000	22.80	10,260,000.00	
	BANCO BRADESCO SA PREF	152,000	46.00	6,992,000.00	
	BANCO DO BRASIL SA	300,000	25.20	7,560,000.00	
	BANCO DO ESTADO DO RIO GRANDE DO SUL	156,863	29.00	4,549,027.00	
	BEMATECH INDUSTRIA E COMERCI	300,000	13.50	4,050,000.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI PFB	300,000	28.78	8,634,000.00	
	CIA VALE DO RIO DOCE PREF A	360,000	68.00	24,480,000.00	
	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	300,000	22.60	6,780,000.00	
	ESTACIO PARTICIPACOES SA	264,400	19.20	5,076,480.00	
	GAFISA SA	250,000	26.60	6,650,000.00	
	JBS SA	400,000	8.30	3,320,000.00	
	JBS SA-RCT ORD	107,011	8.38	896,752.18	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	60,000,000	0.15	9,047,400.00	
	M DIAS BRANCO SA	150,000	26.80	4,020,000.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	330,000	54.26	17,905,800.00	
	UNIBANCO-UNITS	420,000	20.50	8,610,000.00	
	UNIVERSO ONLINE SA PREF	250,000	11.35	2,837,500.00	
計				131,668,959.18 (7,447,196,331)	
チリペソ	CIA SUDAMERICANA DE VAPORES	850,000	1,128.90	959,565,000.00	
計				959,565,000.00 (209,664,952)	
香港ドル	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	710,000	27.00	19,170,000.00	
	BYD CO LTD-H	250,000	43.00	10,750,000.00	
	C C LAND HOLDINGS LTD	5,000,000	7.02	35,100,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,600,000	27.40	43,840,000.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	980,000	23.80	23,324,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	1,500,000	80.95	121,425,000.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	1,300,000	24.95	32,435,000.00	
	CHINA WATER AFFAIRS GROUP	1,200,000	4.30	5,160,000.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	2,500,000	6.76	16,900,000.00	
	GREAT EAGLE HOLDINGS LTD	1,000,000	23.80	23,800,000.00	
	NAGACORP LTD	12,000,000	2.06	24,720,000.00	
	SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	6,000,000	3.55	21,300,000.00	
	SINOTRANS LIMITED H	5,573,000	3.11	17,332,030.00	
計				395,256,030.00 (5,790,500,839)	



通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
マレーシアドル	IJM CORP BHD	1,500,000	6.70	10,050,000.00	
	IOI CORPORATION BHD	2,700,000	4.92	13,284,000.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	800,000	10.00	8,000,000.00	
計				31,334,000.00 (1,025,561,820)	
インドネシアルピア	BANK NEGARA INDONESIA PT	17,000,000	1,680.00	28,560,000,000.00	
	PT BANK NEGARA INDONESIA-RTS	5,250,000	—	—	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	4,600,000	9,850.00	45,310,000,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	3,000,000	6,650.00	19,950,000,000.00	
計				93,820,000,000.00 (1,144,604,000)	
韓国ウォン	CJ HOME SHOPPING	60,000	66,700.00	4,002,000,000.00	
	LG CORP	75,000	46,050.00	3,453,750,000.00	
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	40,000	45,050.00	1,802,000,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	4,500	572,000.00	2,574,000,000.00	
	SSCP CO LTD	120,000	25,800.00	3,096,000,000.00	
計				14,927,750,000.00 (1,815,214,400)	
新台湾ドル	AU Optronics Corp	2,039,817	45.90	93,627,600.30	
	DELTA ELECTRONICS INC	1,050,000	114.00	119,700,000.00	
	HIGH TECH COMPUTER CORP	299,000	400.00	119,600,000.00	
	PIHSIANG MACHINERY MFG CO	300,000	71.80	21,540,000.00	
計				354,467,600.30 (1,230,002,573)	
南アフリカランド	BARLOWORLD LTD	65,000	108.00	7,020,000.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	240,000	66.80	16,032,000.00	
	PRETORIA PORTLAND CEMENT CO	120,608	37.99	4,581,897.92	
計				27,633,897.92 (428,601,756)	
合計				27,800,307,442 (27,800,307,442)	



(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	証券数	評価額	備考
カバードワラント	アメリカドル	DEUTSCHE-CW09 SAMSUNG TECHWI	60,000	3,560,454.00	
		MERRILL CW12 ASC ENTERPRISE	46,000	93,139.78	
		MERRILL-CW09 LARSEN & TOUBRO	120,000	7,472,400.00	
		MERRILL-CW10 HINDUSTAN LEVE	1,000,000	5,070,000.00	
		MERRILL-CW10 NANYA TECHNOLO	1,647,921	1,318,336.80	
		MERRILL-CW10 TAIWAN SEMICOND	1,004,999	1,919,548.09	
		MERRILL-CW11 HOUSING DEVELO	90,000	4,623,300.00	
		MERRILL-CW11 ZEE TELEFILMS L	200,000	1,556,000.00	
		MOR STA-CW07 NTPC LIMITED	750,000	3,090,000.00	
		MOR STA-CW08 BHARAT HEAVY E	40,000	3,309,600.00	
		MOR STA-CW08 HON HAI PRECIS	400,000	3,535,360.00	
		MOR STA-CW09 INFOSYS TECHNO	100,000	4,629,710.00	
		MOR STA-CW09 NOVATEK MICROE	350,000	1,587,705.00	
		MOR STA-CW09 RELIANCE COMMU	450,000	5,396,535.00	
		MOR STA-CW09 SUN PHARMACEUT	200,000	4,424,840.00	
		MOR STA-CW10 SATYAM COMPUTE	260,000	2,941,432.00	
	計		6,718,920	54,528,360.67 (6,241,316,162)	
	合計			6,241,316,162 (6,241,316,162)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入カバードワラント時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 19 銘柄	17.8%	—	41.3%
	カバードワラント 16 銘柄	—	14.2%	
メキシコペソ	株式 3 銘柄	2.1%	—	2.6%
ブラジルリアル	株式 17 銘柄	17.0%	—	21.9%
チリペソ	株式 1 銘柄	0.5%	—	0.6%
香港ドル	株式 13 銘柄	13.2%	—	17.0%
マレーシアドル	株式 3 銘柄	2.3%	—	3.0%
インドネシアルピア	株式 4 銘柄	2.6%	—	3.4%
韓国ウォン	株式 5 銘柄	4.1%	—	5.3%
新台湾ドル	株式 4 銘柄	2.8%	—	3.6%
南アフリカランド	株式 3 銘柄	1.0%	—	1.3%

(2)有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) II 取引の時価等に関する事項で記載しております。



【純資産額計算書】

「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成19年9月28日現在)

I 資産総額	52,558,263,881円
II 負債総額	826,490,018円
III 純資産総額(I - II)	51,731,773,863円
IV 発行済数量	41,630,126,744口
V 1単位当たり純資産額(III / IV)	1.2427円

ファンドの現況

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成19年9月28日現在)

I 資産総額	55,825,043,481円
II 負債総額	214,454,166円
III 純資産総額(I - II)	55,610,589,315円
IV 発行済数量	44,254,388,257口
V 1単位当たり純資産額(III / IV)	1.2566円

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

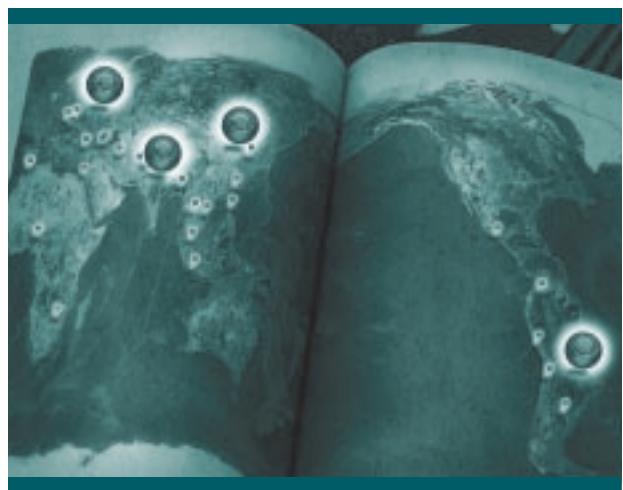
計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期 (平成19年1月31日～平成19年8月20日)	46,012,057,225	4,915,175,770

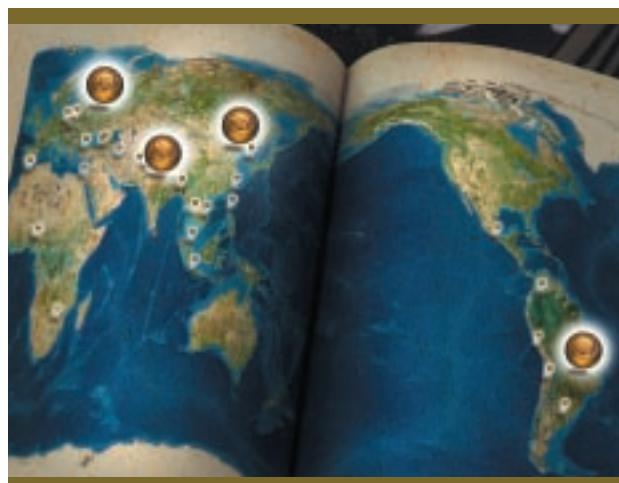
(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定数量を含みます。

設定及び解約の実績









りそな BRICsプラス
～DWS 世界新興国株式ファンド～